

## 新型コロナウイルス感染防止に関する緑樹会の方針について

社会福祉法人緑樹会は、新型コロナウイルスに対する対応として、利用者様および関係事業者様、職員をはじめとする皆さまの健康や安全を第一に考え、日本政府および地方自治体などの方針に従い、下記の対応を実施いたします。

**4月6日更新**

### 東京都・神奈川県における「緊急事態宣言」への対応について

東京都・神奈川県に「緊急事態宣言」が発令されました。

緑樹会は「緊急事態宣言」が発令された場合も、福祉施設の使命として、利用者様の安全と感染予防を第一に考え、できる限りの対策をおこなってまいります。その際、一時的にサービス内容の一部を変更させていただきながら利用者様が普段通りの生活が送れることを最大限心がけてまいります。大切なご利用者様を感染症からお守りする唯一の方法として「面会・入館中止」に引き続きご理解をお願いいたします。

「緊急事態宣言」で業務に大きな影響が出る場合は、ホームページ上でお知らせしてまいります。

※3月17日更新→（入館条件）外務省海外渡航情報に基づき出国先を追加しました。

※3月29日更新→（入館条件）厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」および出入国在留管理庁の3月26日付発出の方針に従い海外渡航歴に関する項目を追加しました。

※4月6日更新→「非常事態宣言」による業務について をトップに追加しました。

※4月6日更新→「入館条件」出入国在留管理庁の入国拒否リスト該当国を更新しました

## 1. 基本方針

社会福祉法人緑樹会は、利用者様および関係事業者様、職員をはじめとする皆さまの健康や安全を第一に考え、感染拡大の防止に努めることを最優先とする対応を実施いたします。

## 2. 事業所内のイベント、行事について

国内における新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、利用者様およびご家族、関係事業者様、職員をはじめとする皆さまの健康や安全を第一に考え、感染拡大の防止のために、イベント、行事などに関しては、開催の可否を含め、実施計画の見直しを進めております。また、在宅サービスは、政府・行政の方針、周辺の公衆衛生状況を踏まえながら実施、中止、を判断してまいります。

### 3. 法人職員の対応について

感染症の基本的な感染予防策である手洗い・咳エチケットを含め「職員が行うこと」に関する注意喚起を徹底し、出勤前に健康チェックを行い、出勤後も体調チェックを行い記録しています。発熱または風邪症状がある場合は出社させない方針としております。

また、公共交通機関を利用している職員には、マスク着用を心がけることとしています。

さらに、出張・外出については以下の対応を実施しております。さらに、集団感染が発生しうる恐れのある場（コンサート、観劇、集団での飲酒等）には立ち入らないよう通達しております。

#### 1. 国内出張・海外出張

- 当面の間、原則禁止。（重要決議を行う場合は最低人員とします）

#### 2. 外出（在宅サービス送迎も含む）

- 移動時の接触を極力避けるために、その必要性・緊急性・人数を確認するとともに、テレビ会議や電話会議等の代替手段を検討することとしております。

### 4. 法人施設への入館、来訪について

緑樹会の全事業所では、職員はマスクを着用させていただいております。

また取引事業者の皆さんには、以下の問診を実施させていただき、入館条件を満たしていない場合は入館をお断わりさせていただいております。

関係者の皆さんにおかれましては、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

<入館条件>

※4月6日更新↓

3月1日以降に以下の国・地域からの帰国者（※）基本、以下の国からは現在入国できませんが特別永住者の方は該当しませんので掲載させていただきます。

**アジア**：インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国（香港及びマカオを含む。）、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア・

**大洋州**：オーストラリア、ニュージーランド・

**北米**：カナダ、米国・

**中南米**：エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア・

**欧州**：アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク・

**中東**：イスラエル、iran、トルコ、バーレーン・

**アフリカ**：エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ

○中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人

○香港発船舶ウエスティルダムに乗船していた外国人

(2) 帰国日以降、平熱であり、現時点で発熱や激しい咳などの呼吸器症状がないこと。

(3) (1)(2)に限らず、現時点で発熱など風邪の症状がないこと。

社会福祉法人緑樹会では、今後も各方面の情報収集を行いながら、基本的な方針に則り、

必要な対応を隨時実施してまいります。

以上